

政策提案書

2016年2月3日

茅ヶ崎市長 服部 信明 様

住 所

提案代表者 氏 名

電話番号

次のとおり政策の案を提案します。

市民の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 1 市内在住 <input type="checkbox"/> 2 市内在勤、市内在学、市内で事業活動等又は市に納税
勤務先、学校名、事業活動等の内容等	
提案する政策の名称	市民参加の意見交換会等が一步前進する方法について
現状の課題、問題点	<p>(1) 説明会や意見交換会への市民の参加は必ずしも多くありません。周知や資料に問題があります。</p> <p>(2) 条例の制定等の市民参加として「説明会」が開かれています。説明会は市側の説明が中心となり、市民と市の議論は短時間になっています。市民の意見や提案等が市に伝わりにくくなっています。</p> <p>(3) 意見交換会等で多くの意見や提案がありながら、設定時間がきたと意見交換会等が打ち切れ、市民の意見等残される場合があります。</p> <p>(4) 意見交換会が市民と市の合意がないまま終わり、市が進める施策に市民の意見等が活かされていないことが見られます。</p>
提案する政策の内容	<p>(1) 説明会や意見交換会の周知と資料について</p> <p>説明会や意見交換会で取り上げる問題は、市民生活にとって重要な問題です。そこで、つぎのことも含め周知方法や資料について再検討することです。</p> <p>① 説明会や意見交換会にもっと多くの市民が参加できるように開催案内や内容周知等を再検討し、多くの市民が参加できるようにすることです。</p> <p>② 資料は内容が理解できるようにもっと工夫し、市民生活の関係をすることを明確にすることです。</p> <p>③ 資料は、当日配布でなく、数日前に配布またはホームページで公表することです。</p>



(2)市民参加の説明会について

市民参加の方法の同じカテゴリーに「意見交換会」と「説明会」が
あます。

茅ヶ崎市自治基本条例(自治基本条例)の説明は、説明会については、
「伝える」ことになっています。説明会は、新たな条例や計画が市民
に「浸透していない」という市の判断から説明会となっているよう
です。このため、議論の時間が十分ではありません。

新たな条例等で説明会を実施した場合、その後、すみやかに意見交
換会を開き、市民と市が議論するとともに市は市民の意見や提案等が
市の施策に活かされるよう努めることです。

(3)説明会および意見交換会において残された質問や意見等の取扱いに ついて

説明会および意見交換会の設定時間終了後に、市民の質問や提案等
が残っている場合は、可能な限り時間を延長することです。それでも、
質問や提案等が残った場合は、担当課はこれらの意見等を電子メール
やファックス等で受け付け、質問者にすみやかに回答することです。
あわせて、質問と回答は、すみやかに茅ヶ崎市のホームページで公表
することです。

(4)意見交換会における市民の意見や提案等の取扱いについて

条例制定や見直し、計画策定等に関する意見交換会において市民の
意見や提案等の取り扱いは、自治基本条例の第16条4などの観点から、
市民の意見や提案等は活かされなければならないと考えています。

第16条4では「市は、市民参加により提出された意見、提案等を
多角的かつ総合的に検討し、市政に反映させるよう努めなければなら
ない」となっています。

しかし、「新たな地域コミュニティの取り組みに関する条例(素案)」
(コミュニティ条例)と「茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例
の見直し(案)」(みどりの条例)での意見交換会等において市民の意見
や提案等が活かされていないと思います。そこで、今後は条例や計画
等の意見交換会については、つぎのように改善することが必要です。

①意見交換会での合意形成の提案について

コミュニティ条例については、市が出した案に市民はいくつも疑問
などを出しましたが、市民と市の合意もないまま、市議会に条例が上
程され、2016年4月からの施行となっています。

この条例に関する意見交換会等が開かれた時に、「修正するか」、「原

	<p>案のままにするか」などの確認もないままに、意見交換会は終了しました。</p> <p>そこで、意見交換会においての合意形成のための一つの方法としてつぎのような提案をします。</p> <p>意見交換会において議論した課題が、問題点として残ったと参加した市民が判断した場合、「再度意見交換会を開く」ことが提案でき、参加市民の過半数の同意をえると、これが実現するものします。市は、この意見交換会をすみやかに開くようにします。再度の意見交換会については、開催日時、検討経過と内容について茅ヶ崎市のホームページで明らかにすることです。</p> <p>この意見交換会が市民と市の合意で終了したのち、担当課は 1 カ月以内に会議録を茅ヶ崎市のホームページで公表するものとします。</p> <p>②意見交換会等で市民提案等が活かされない場合について</p> <p>みどりの条例の見直しについては、条例案は「みどり審議会」の審議を経て、市民への説明会が開かれました。その後、昨年 12 月には同審議会が開かれみどりの条例について審議しました。この審議会で担当課は、説明会での市民の提案等は「この条例に反映するような提案はなかった」という趣旨の説明をしました。説明会では、重要なしかも多くの提案等が市民から出されていました。</p> <p>こうした判断は、自治基本条例等からできないはずですが、しかし、現実にあったわけですから、その改善について提案をします。</p> <p>今後、新たな条例やその見直し、各種計画策定等で意見交換会等を開き、市民の意見や提案等を聴取においては、つぎのことを実施ことが必要です。</p> <p>意見交換会等において市民は意見や提案等を行なった場合、市の施策等にどのように活かされるか、意見交換会の場で確認できるものとします。ただし、市が即答できない場合は、後日、意見交換会参加者に電子メールやファックス、手紙で知らせることができる。あわせて、市は、市民の意見や提案等の「活かす・活かさない基準」を明らかにしなければならないものとします。</p> <p>この意見交換会が終了のち、担当課は 1 カ月以内に会議録を茅ヶ崎市のホームページで公表するものとします。</p>
<p>予想される効果</p>	<p>市民参加により提出された意見、提案等が市政に反映されることによって、市民と市が本当の意味での協働がすすみ、まちづくりがさらに進展し、茅ヶ崎市に潤いと活気が生まれると期待できます。</p>

必要な費用	費用はかかりません。
-------	------------

- 備考
- 1 本人が自筆で氏名を記入したときは、押印を省略することができます。
 - 2 「市民の区分」欄は、茅ヶ崎市内に在住する場合は、□1にレ印を記入し、茅ヶ崎市外に在住する場合で、茅ヶ崎市内に在勤し、若しくは在学し、市内で事業活動等を行い、又は茅ヶ崎市に納税しているときは□2にレ印を記入してください。
 - 3 「市民の区分」欄の□2にレ印を記入したときは、「勤務先、学校名、事業活動等の内容等」欄に、勤務先、学校名、事業活動等の内容等を具体的に記入してください。
 - 4 「現状の課題、問題点」欄は、問題となっている事項、課題、その背景、考えられる原因等について記入してください。
 - 5 「提案する政策の内容」欄は、できるだけ具体的に記入してください。
 - 6 「必要な費用」欄は、提案する政策を実施するのに必要と見込まれる費用（概算でも可）を記入してください。
 - 7 この用紙に記入しきれないときは、必要に応じて別紙を使用してください。
 - 8 政策提案者署名簿（第3号様式）を添付してください。